



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ライン同盟の改革と１８００年前後の連続性問題
Author(s)	シュック, ゲルハルト; GERHARD, Schuck; 権左, 武志//訳 他
Citation	北大法学論集, 55(5), 171-190
Issue Date	2005-01-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15326
Type	departmental bulletin paper
File Information	55(5)_p171-190.pdf



ライン同盟の改革と一八〇〇年前後の連続性問題

ゲルハルト・シュツク

権左武志・遠藤泰弘（訳）

一 新たな研究パラダイムとしての連続性

一九世紀初頭のドイツは、多くの点で日本の明治維新に匹敵するような変革期として一般的に描かれる。帝国の滅亡やナポレオンの支配、ライン同盟の改革やプロイセンの改革は、中心

的な出来事を言い表わす最重要のキーワードである。「ドイツにおける近代国家と近代社会の基礎は、当時において創り出された」⁽¹⁾。とりわけ一八〇六年のライン同盟設立は、「第三のドイツ」、即ちプロイセンとオーストリア抜きドイツを、ナポレオンの保護下で一つの国家連合に統合し、それにより「ドイツ

国民の神聖ローマ帝国」の滅亡を決定づけたという点で、同時代の国法学者によっても画期的な断絶として、革命的な国法上の変革として認識された。⁽²⁾ というのも、この変革によって、支配特権と諸身分による支配への参加に基づく千年来の法的な秩序構造が廃止され、ライン同盟の構成国に主権を保証したことによって、中間権力から自立した統一的国家権力の原理が貫徹されたからである。それゆえ、ゲンナー (Nikolaus Thadden Gönner) にとって、「ドイツ国家体制の変革」は、法学にとり「新たな時代」を基礎づけるような、「かつてのゲルマンの全政治情勢を根本的に改造すること」⁽³⁾ に等しかった。

実際にライン同盟に属する国家では——それと平行する形で別の重点を置きつつ、プロイセンでも——⁽⁴⁾、帝国の滅亡に伴い徹底的な国家改革の段階が始まった。それは、結果として近代の集権的統一国家を実現し、身分制的特権からなる社会を平等な公民及び私有財産所有者からなる社会に取って代え、更に、ライン同盟時代の終了直後に実現する初期立憲体制のための決定的な基礎を創り出した。「この改革期を経て初めて、ドイツは、農業的—封建的な身分制国家から近代の自由主義的立憲国家へ、そして産業化の時代における経済力の解放へと至った」⁽⁵⁾。

ここでは、ライン同盟改革の動機や内容について広範に叙述する必要はない。近代国家の実現がここで意味することを明らかにするには、若干のキーワードを挙げれば十分であろう。指導的なライン同盟諸国の改革事業の中心にあったのは、「官僚制的中央集権の意味における行政機構の新たな組織化」⁽⁶⁾、とりわけ近代的行政原理の導入と（能力主義と法典化された公務員法に基づく）近代的職業公務員制度の構築であった⁽⁷⁾。この領域においてライン同盟諸国は、ライン同盟改革の強い影響を受け、シュタインやハルデンベルクの下で行政改革、公務員改革を行っていたプロイセンよりも更に徹底しており、何よりも先行していた。ライン同盟では、諸身分や諸団体の制度に含まれていた特権的な高権機能を解体し、とりわけ領主裁判権のような貴族の支配機能を国家の管轄下に置く作業が、プロイセン以上に行政改革と結びついていった。この脱家産国家化のプロセスは、王家自身にも関わっており、例えば王家は、君主領地の国家化によって国家から明確に分離された。それと軌を一にして、とりわけ救貧制度、病院、教育制度といった、以前は教会の管轄だった領域も、国家によって引き継がれることとなった。一方における国家主義に対応していたのは、他方における法の平等に基づく社会政策であり、例えば貴族特権の廃止、一般兵役

務の導入、宗教的寛容の実現、ユダヤ人の法的地位の改善⁽⁹⁾、検閲の廃止、そして最後に、一八〇七年ヴェストファーレン憲法と一八〇八年バイエルン憲法という最初の二つのドイツ憲法に見られた代表機関創設の試みにおいて現れた。

一八〇六年の変革を、一七八九年のフランス革命の結果として理解し、ドイツ史にとり同様に決定的な日付として評価するのは簡単である。しかし、本稿のテーマは、多くの最近の叙述の中で主張されているこうした断絶テーマではなく、およそ一九九〇年代初め以来——ちょうど一九八九年の変革の経験以後——始まってきた反対運動、即ち変化ではなく連続性を取りわけ重視し、一八〇〇年前後の変革的性格をイデオロギー的に絶対化する見方への批判として、この新たな試みを理解するような運動である。確かに、一八〇〇年前後の時期に関する「断絶イデオロギー」という非難や、一八世紀から一九世紀への移行期における連続性を強調しようとする試みは、新しいものではないが、主流から批判的に距離を取るような一般的な傾向はおそらく一九九〇年代になって初めて語ることができるようになったのである。本稿の目的は、一八〇〇年前後の「変革期」の研究におけるこうした新たな連続性の動向を、幾つかの例を

挙げて紹介するとともに、一八〇〇年前後の連続性と非連続性の問題に関する私自身の仕事に基づき、その背景を批判的に究明する点にある⁽¹¹⁾。

この「動向の転換」を典型的に示すのは、ブレーメン国際大衆で教鞭をとるビーレフェルト学派出身の歴史家ノルテ (Ralf Zöllner) の例である。彼は、ドイツにおいて、最も注目を引く初期近代の歴史家に数えられている。一九九〇年に公刊された彼の修士論文は、ライン同盟改革とプロイセン改革の体系的な比較を初めて行っているが、断絶テーマの明確な事例の一つとして理解することができる。彼は、国家的・社会的近代化の経過に関する一つの理念型的モデルを前提とするが、このモデルによれば、一八〇〇年以降の改革期の決定的な段階において、近代の立憲国家を目指す近代化の過程の成否は、伝統的な支配権を国家化できるか否か、従って団体社会から行為能力を政治的に剥奪できるか否か、にかかっている。こうしたモデルを提示しつつ、ノルテは、プロイセン改革の失敗に対しライン同盟改革の成功を対置するのである。ノルテのテーマによれば、プロイセン改革は、社会の代表と公民の参加を中心に押し出したが、旧身分制的特権社会に手を触れずに放置したため、憲法政

策上失敗した。これに対し、ライン同盟の改革諸国における立憲国家への移行は、国家主権の貫徹を通じ、身分制的社会秩序と根本的に断絶し、その立憲的伝統を完成させたからこそ成功したというのである。この視点によれば、旧身分制的特権社会との断絶が、旧体制から近代的社会へ移行する上で決定的なフアクターとなるのであり、ライン同盟改革は、この断絶を体现するものと解釈される。

しかし、ノルテは、そのすぐ二年後に、バーデンの自治体自由主義に関する博士論文⁽¹³⁾の中で、「伝統と近代、連続性と非連続性の関係⁽¹⁴⁾」を評価するという問題において、全く正反対の立場を取っている。「初期近代の連続性における西南ドイツの初期自由主義」という網領的な題名を持った論文の中で、彼は、初期近代の行動様式やメンタリテイの連続性を、一九世紀前半のドイツ自由主義の成功にとつての決定的な前提条件として強調⁽¹⁵⁾した。

更にノルテは、一九九七年の大きな注目を受けた論文の中で、この新たな動向を理論的・方法的に反省し、基礎づけようと試みた⁽¹⁶⁾。そこにおける彼の出発点は、とりわけ初期近代研究者について述べられた次のような不快感、即ち「初期近代史と一九世紀の『近代』あるいは『現代』史を厳格すぎるほど分離す

ること」に対する不快感である。この分離は、一九五〇年代および一九六〇年代以来「初期近代」分野が確立するとともにますます定着していった結果、「とりわけドイツにおける近代史の史料編纂上の統一を、失わせるのではないとしても全く脅かす⁽¹⁷⁾」ものとされる。これに対置されるのは、ノルテが研究テーマと研究方法の幾つかの例に基づいて示すように、「ある出来事が、一見したところ完全な断絶の印象を与える場合にも、長く続く連続性を探そうとする歴史学の一般的な傾向⁽¹⁸⁾」、とりわけ「一八〇〇年の断絶⁽¹⁹⁾」を相対化しようとする傾向である。

もっとも、「一八〇〇年前後の数十年は、多くの点において深い転機を示しており、転換過程の束によって特徴づけられていること⁽²⁰⁾」が決して疑問視されていない点は重要である。むしろ問題なのは、ある世代に特有な二〇世紀末の転換経験に由来するとされる、連続性と非連続性の関係に対する新たな立場である。ノルテによれば、「以前の『断絶イデオロギー』は、二〇世紀中頃にはまだ誰も異議を唱えなかった一般的な進歩の意識に基づくものであり、その意識の中では、一八〇〇年の転機の新らしさが強調され、以後の歴史の絶えざる加速や進歩が自明のものとして仮定されていた」。「今世紀末におけるこの進歩の意識の崩壊とともに、我々の現在は無条件に『良く』なるの

ではなく、せいぜい前近代の時代とは異なるにすぎず、ひょっとすると意外に類似しているかもしれない」という感覚に取って代わられたという。⁽²¹⁾

このノルテの説明が的確かどうかは、決められないだろう。だが、一八〇〇年前後における連続性の問題が前景に出され、断絶テーゼがいわば後景に退いたことは確かである。

しかし、この動向が新しいというノルテが与える印象は誤りである。ライン同盟研究史を詳細に考察するなら、ライン同盟の評価、とりわけプロイセン改革との比較における評価は、初めから連続性と非連続性の問題によって特徴づけられており、ノルテによって伝統的な立場と称されたいわゆる「断絶イデオロギー」は、実際には一九七〇年代と一九八〇年代という短い期間にのみ支配的だったことが分かる。一九世紀の初め以来、戦後に至るまでは、とりわけ国民国家的に定義された連続性の立場こそ、改革期を評価する指導的な基準として支配的だったのである。

ここでは、大まかに三つの時期を区別することができる。つまり、解放戦争の時代から二〇世紀まで(部分的には今日まで)及んでいる、ライン同盟期に外国支配の時代、即ちドイツ国民史への積極的な影響を持たない単なるエピソードという烙印を

押す第一の時期と、ライン同盟期をドイツ史の重要な一部分と見て、その評価を段階的に引き上げる他の二つの時期である。⁽²²⁾

プロイセン的―国民ドイツ的パースペクティブに支配された第一の時期に特徴的であるのは、ライン同盟とプロイセンの対照であり、プロイセンは、一八〇六年の対ナポレオン敗戦以後、改革によって再び強力となり、反ナポレオン運動の中心となつて、一八一三年―一四年の解放戦争におけるナポレオンの没落をもたらしたとされる。プロイセンは、国民的連続性のシンボルとして、一九世紀における模範的な機能を果たしたために、ライン同盟は、ドイツ史に根を持たない抽象的な構築物と見なされたのである。この見方は、国民的な連続性を前提としており、ライン同盟改革の中にも見て取れるようなフランス革命の強力な影響ばかりか、帝国の伝統との断絶を断罪するのである。

二〇世紀初め以降(とりわけワイマル共和国制期)の第二の時期は、ライン同盟がドイツの領邦史及び国制史に対して与えた画期的な影響を、初めて正当に評価しようと努力した。そこでは、先のように断罪したり過小評価したりする、未だに広く影響を与えている立場が前提とする連続性パラダイムには、さしあたりまだ手を触れないままであった。ライン同盟を国民的な連続性のパースペクティブに分類することによってのみ、そ

の意義を積極的に評価することが可能であった。この試みは、同時代の期待にならって、ライン同盟を神聖ローマ帝国の少なくとも潜在的な後継者として解釈し、いわば国民的な特徴を与えることによって、国民的国制のレベルで成功した。⁽²³⁾それと対応して、とりわけ領邦史の叙述では、近代国家が成立する上でその意義を新たに評価すべきだと考えられる、個別諸国によるライン同盟改革を、啓蒙絶対主義の改革政策の継続として解釈しようとする努力がなされた。⁽²⁴⁾このように国民国家的レベルと個別国家的なレベルの両方において、国民的あるいは領邦国家的連続性の契機を強調して、フランス革命との関連、そしてこれと結びついたライン同盟期の断絶的性格を相対化することが重視されたのである。

一面的に国民国家的連続性に固定されたこうしたナポレオン時代のドイツ史像は、第三の時期になり修正されることになったが、こうした動きは一九七〇年代まで続いた。とりわけ一九六〇年代以降のドイツ連邦共和国における政治文化の根本的な自由化を背景として、新たな世代の歴史家が、ナポレオン時代を別の視角から考察し始めた。ライン同盟は、民主主義的な意味においてドイツ史の重要な要素であると見なされ、しかもはつきりとライン同盟期の断絶的性格故に、フランス革命への

近さ故に、⁽²⁶⁾こう見なされた。そこでの研究は、とりわけ比較的大きなライン同盟諸国の内部で行われたライン同盟改革に集中することになったが、これらライン同盟の改革は、今や国家と社会の近代化という点で、同時代のプロイセン改革よりも優れているわけではないとしても、それに匹敵するものと見られたのである。⁽²⁷⁾

二 最近の研究における二つの連続性の試み

では、連続性パラダイムへの回帰は、どのように理解すべきであろうか。以下では、私の印象によればそこで「動向の転換」がなされたと思われる、一八〇〇年前後の時期に関する二つの研究分野を紹介したい。この際にとりわけ私の関心を引くのは、連続性のバースペクティブから、一八〇〇年前後の時期の変革的性格がそれぞれどのように主題化されているのか、という問題である。

(一) 改革の連続性

第一の分野は、ライン同盟改革それ自体という断絶テーゼの

核心分野に関わっている。従来、ドイツ史における一八〇〇年前後の擬似革命的な変革について語られるとき、とりわけ旧体制の特権社会を根本的に廃棄する指導的なライン同盟諸国の改革のことが語られてきた。しかし、かつての断絶テーゼの主張者による最近の叙述でも、この評価は連続性テーゼの方に移動している。ベアディング (Helmut Berding) は、この評価の移動を以下のようにまとめている。

「一八世紀に取り組み初期近代の理論家は、既に長い間、連続性に関する論争を行ってきたが、この論争では、プロイセン及びライン同盟の改革期の解釈が中心的な役割を果たしていた。一八〇〇年前後の変革期の政治的な変動を、どのように旧ヨーロッパ世界から近代世界への移行という世俗的な転換過程に組み込むことができるか、という問題が議論されたのである。この間に連続性テーゼが議論を支配するようになった。このテーゼは、一七四〇年から一八二〇年までの数十年を一つの改革時期に集約する。この重要な日付に比べれば、一七八九年もしくは一八〇三―一八〇六年という区切りは、相変わらず重要とはいえ、見過ごすことのできない相対化を受けることになる。とりわけ、国家行政や法典編纂の領域に

において、改革の連続性が全面に押し出される。」(S.18)⁽²⁸⁾

改革の連続性というこのテーゼ⁽²⁹⁾は、啓蒙絶対主義の国家理念の完成としてライン同盟改革を捉える以前のテーゼを再び取り上げる。もつとも今日では、先に述べたライン同盟研究史の(二〇世紀初頭以来の)第二の時期のように、非ドイツ的と見なされてきたライン同盟改革を、国民史的な連続性の視点の下に統合することはもはや重要ではない。むしろ新たな連続性テーゼの背景は、シュルツェ (Winfried Schulze) やミュンヒ (Paul Münch)、シリング (Heinz Schilling) が主張するような、初期近代についての未来志向のダイナミックな理解であり、それによれば、一八〇〇年以後の改革期は、一八世紀後半の改革運動の継続として理解できるとされる。

ここでは、ライン同盟改革と(啓蒙)絶対主義との連続性は、内容的には、とりわけ「国内的な国家主権の貫徹と特殊な中間権力の排除が問題となるような場合」⁽³⁰⁾に見られる。これに対し、例えば一九七〇年代にフエレンバッハが、一七八九年の諸理念と結びつき、初期自由主義を指し示すものとして強調したような領域、とりわけナポレオン法典の受容と結びつく、平等を目指した社会政策は、今日明らかに控えめに評価される。私の

見方では、連続性を志向する今日の立場と非連続性を志向する（フェーレンバッハの）以前の立場という「両者が分かれる」問題の起源は、一方におけるフランス革命に影響された「国家観念論」（即ちナポレオン法典導入計画に現れるもの）と、他方における（一七世紀でないと）一八世紀の伝統の下にある「国家絶対主義」の間のこうした分離の中にある。

ライン同盟改革の新しいさを主としてある種の「国家観念論」として理解する一方で、改革諸国の国家絶対主義的な主権政治を「官僚制的啓蒙絶対主義のその後の形態」として特徴づける（31）こうした二分法的な見方は、絶対主義の主権志向と、全く新たな基礎に立った一八〇六年以後の主権政治との間に横たわる断絶を見誤っている。この断絶は、いわゆる「絶対主義国家」の基礎と関わっている。というのは、まだ一八世紀末でも、「絶対主義」は、自らの権力基盤及び正統性の基盤を破壊することなくしては、身分制の基礎と近代国家的な主権志向との二元主義を克服することができなかったのに対し、南ドイツのライン同盟諸国の「国家主権原理」は、この二元主義を完全に廃棄していたからである。（33）帝国滅亡を強いたナポレオンの権力政治と一体をなしているフランス革命の経験（34）のみが、この断絶をもたらすことができたのである。ライン同盟の憲法、国法、改革に

関する諸問題で発言した同時代の国法学者にとって、一八〇六年以降の主権政治の新しいさ、即ち文字通りの革命性は明白であった。ライン同盟公法学のあらゆる著作家たちは、この断絶の擁護者か、あるいは批判者かに応じて区分することができる。

しかし、改革の連続性を前面に押し出す最近の研究では、ライン同盟の公法学者たちにとり論争の主要な中心問題をなしていたこの断絶は、その価値を失うことになる。（35）そして、この断絶への取り組みや取り組みの仕方がもたらす帰結という重要な問題は、それ以上追求されなくなる。その代わりに、啓蒙絶対主義の改革とライン同盟改革との間の「連続性への問いに対して、バイエルンについての研究状況は明確な答えをもたらさない」といった、問題を回避する確認がしばしばなされる。「第三のドイツ」諸国の比較分析においてブーホルツ（Werner Buchholz）が言うように、「全体として一九世紀初頭の改革措置は、改革的絶対主義の伝統の中にありつつ、この伝統とは異なり、現存する支配秩序と社会秩序を超え出ている」。（36）「一方と他方」、「あれもこれも」は、連続性と非連続性の問題に対し通常回答がなされるときに図式である。ペアディングも、「連続性があるにもかかわらず、断絶もまた改革過程を規定していることを見逃してはならない」（37）という。つまり、連続性と非連続

性は共に存在したのである。もともと、これでは正しいだけでなく、何も言わないに等しい。たとえ、どこに連続性が見出され、どこに非連続性が見出されるかを詳細に定める試みを行つたとしても、それは陳腐さの領域にとどまっている。連続性と非連続性は、常に見出すことができる。あらゆる変化の過程は、連続性と非連続性の観点の下で考察できるからである。

(二) 帝国の連続性

最近の研究で広まっている第二の連続性の立場は、帝国ないし帝国国制論の連続性テーゼに関わる。この立場もまた、前述のように、ライン同盟研究史の第二の時期、即ちライン同盟を国民的な連続性の思考により特徴づけられた国民史へと組み入れる時期を特徴づけていたテーゼが、ライン同盟の評価に関して異なる強調点を付与されて復活したものと理解することができる。著作の中で帝国国制史に対し未来に開かれた新たなパースペクティブを開こうとするのは、三つの異なる世代の歴史家から例を挙げれば、とりわけアンガーマイヤー(Heinz Angermeyer)⁽³⁸⁾やゲオルク・シュミット(Georg Schmidt)⁽³⁹⁾、ブルクドルフ(Wolfgang Burgdorf)⁽⁴⁰⁾といった帝国史家たちである。一八世紀

末に帝国は構造的にも終結し、それ以上連続的に発展するパースペクティブを備えていなかったという、長らく確定的と見なされてきたアレティン(Karl Othmar von Aretin)のテーゼに対し、⁽⁴¹⁾彼らは、帝国の国制政治的な発展の可能性を強調しようとするのであり、国民国家の成立史やそれと結びついた国民運動の性格に關して、「長らくオルタナティブが他にないと考えられてきた国民国家へのプロイセン的な道」⁽⁴²⁾に対する連邦的なオルタナティブを指摘しようとする。

そこでアンガーマイヤーは、広く受け入れられた論文において、帝国理念から考えられた国民意識の像を、旧帝国とドイツ連邦の間を結合する連結部分として新たに強調しようとした。彼の研究した一八〇一年から一八一五年までの国家計画や憲法計画はすべて、彼の研究成果によれば、その連邦的構造やヨーロッパ志向、国民意識において、帝国の伝統の更なる連続的な発展として理解できるといふ。⁽⁴³⁾ここでアンガーマイヤーは、「断絶よりもむしろ転換を貫く連続性への努力について語ろう」とするはつきりした意図から出発しており、帝国の滅亡に關しても、「断絶を見出したのでもなければ、断絶を見出そうとしたのでもなく、あらゆる努力は連続的な発展に向けられていた」という結論に達している。更に彼は、「この意味で一八〇六年

における皇帝の退位は、直ちにドイツの国家思想における断絶を意味するのではない」と続けている。⁽⁴⁵⁾

もっとも、アンガーマイヤーがほとんど考慮していないのは、この連続性への努力に対し、まさにライン同盟の国制をめぐる議論が多くの手掛りを提供している点である。ライン同盟の公法学者の大半は、大ざっぱに言えば、ライン同盟を多かれ少なかれ近代化された形で帝国の継続として歓迎する「帝国愛国主義的陣営」に分類することができる。⁽⁴⁶⁾ この方向性（この方向性だけではないが）を取る中心的な議論の場合は、ライン同盟の首席大司教ダールベルク（Karl Theodor von Dalberg）周辺の公法学者ヴィンコップ（Peter Adolf Winkopp）が編集する雑誌『ライン同盟』であつた。⁽⁴⁷⁾ 一八〇六年九月から一八一三年一〇月まで通常約一六〇ページの月刊で公開されたこの大部の雑誌に収められた諸論文からは、帝国の終焉以後も帝国の理念に固執しようとする「強い欲求」を実際に読みとることができるとする。⁽⁴⁸⁾

こうした帝国を志向するライン同盟愛国主義は、一九五〇年代以来の研究では、国民的連続性に対し根本的な懐疑が抱かれる背景の下で、むしろ幻想的なものと見なされ、「ライン同盟イデオロギー」のレッテルを付与され、⁽⁴⁹⁾ ライン同盟諸国の近代化政策に集中した一九七〇年代及び八〇年代の現代ライン同盟

研究によりほとんど理解されなかったにもかかわらず、一九九〇年代の初め以来、注目に値する高い評価を受けるようになった。とりわけゲオルク・シュミットは、幾つかの論文においてアンガーマイヤーの連続性テーゼをライン同盟公法学に適用しようとした。既にフエーレンバッハは、ライン同盟公法学の中に「ライン同盟愛国主義」を見て取り、これは「一八世紀の啓蒙的な帝国愛国主義と一九世紀の国民的自由主義を結合する連結部分と見なすことができる」と定式化していた。⁽⁵⁰⁾ 今やシュミットは、これをライン同盟における「帝国愛国主義との独特な連続性」として具体化するのであり、そこでは、攻撃的ではない国家連合的な種類のドイツの国民的統一性という、旧帝国に由来する伝統が明らかになるという。⁽⁵¹⁾ そこでシュミットは、とりわけダールベルク周辺を引き合いに出し、帝国への連続性を強調する彼の憲法計画を、以前の研究に対して、明らかに高く評価するとともに、先に述べたヴィンコップの雑誌『ライン同盟』を引き合いに出す。更に彼は、ライン同盟の国家連合的構想の傑出した擁護者である国法学者ベール（Wilhelm Josef Behr）を何度も参照するよう指示している。

私の見方では、「ライン同盟愛国主義」の中に表現されている、帝国愛国主義的であると同時に未来志向的であり、国家連

合的に考えられたライン同盟憲法の理念、というこの、テーゼに潜む問題とは、同時代の議論に見られる二つの相反する立場を混同し、ライン同盟からドイツ連邦へ至る帝国国制の連続的發展や、ライン同盟愛国主義から一九世紀の国民的自由主義へ至る帝国国制の理念の連続的發展がありえたという理想化された像を創り出している点である。そして、この問題の核心は、ライン同盟公法学の論争では全ての議論の主軸をなしていた、ライン同盟における主権の出現と結びついた一八〇六年の断絶の問題を消し去ってしまう点にある。

つまり、帝国の連続性と国家連合的なライン同盟の憲法は、相互に相容れない関係にある。というのは、国家連合は、構成諸国家に個別国家としての主権を保証すると同義であり、身分制的な帝国の伝統との断絶に基づく近代化政策の側に立っているからである。従って、帝国との非連続性を強調する、「主権論者」と呼ばれるライン同盟の公法学者が、徹底的に国家連合的な、ライン同盟憲法を宣伝したのに対し、帝国との連続性を強調する、「帝国愛国主義的ライン同盟愛国主義者」と呼ばれるダールベルク周辺の公法学者は、個別国家の主権を制限する中央集権的で連邦国家的なライン同盟憲法を目指して努力した。⁽⁵³⁾ ベーアは、実際には未来志向的で国民的なライン同盟構想の事

例と見なすことができるが、彼もまた、身分制的な帝国の伝統との断絶をはっきり宣伝する限りでは、主権論者に属するのであり、シュミットは意図的にこの断絶を無視しているのである。⁽⁵⁴⁾ そこで、アンガーマイヤーの唱える連続性テーゼの意味において、帝国に結びつきながら同時に未来を先取りした国民政策的な憲法構想としてライン同盟愛国主義を描くには、シュミットは、これら対立する立場を相互に混合しなければならなかった。そして、帝国国制論の連続性となるところでは、ダールベルクとヴァインコップ周辺を参照するよう指示し、未来を先取りした性格が問題となるところでは、ベーアのような作家を参照するよう指示するのである。

ここでは、帝国国制論の連続性というテーゼを、ライン同盟公法学への適用を例として紹介してきた。同様の問題は、とりわけ一九九〇年代初頭以来急速に広がってきた、より広範囲なナショナリズム研究の領域一般においても議論することができる。一例を挙げれば、「連邦的ナショナリズム」というキーワードの下で、一九世紀ドイツにおける国民国家形成やナショナリズムにまで作用を及ぼしている、帝国の伝統に由来する別の連続性の系譜について、「ドイツ帝国国民の遺産」が問われ

ている。⁽⁵⁵⁾そこでも、「一八〇〇年の断絶」の問題が重要な役割を果たしているが、連続性を志向する多くの立場と並んで、この論争でも、私がここで試みたように、連続性の性急な主張に対し警告するような懐疑的な声が見られる。とりわけランゲヴィーシェ (Dieter Langevesche) は、この意味において連続性の主張を相対化しようと試み、「一八〇〇年前後の断絶は、⁽⁵⁶⁾「…」説明能力を失っていない」と強調している。

二 連続性の願望、非連続性の経験とその処理

最後に、歴史学における新たな連続性の傾向が何を意味するのか、という核心問題を再び取り上げることになしたい。既にライン同盟研究史に基づいて示されたのは、「断絶イデオロギー」の古い伝統から切り離された全く新たな試みでなく、新たな強調点を付与された古い連続性の試みの再開が問題となっている点である。ここでは、既に述べたように、一方では啓蒙絶対主義からライン同盟改革へ至る連続性が、他方では一八世紀の帝国国制論からライン同盟愛国主義を経て、プロイセン的なナシヨナリズムへのオルタナティブとされる連邦的―自由主義的

な国民理念へ至る連続性が問題である。

これらの連続性テーゼに対する私の主な反論は、この連続性は、一八〇〇年前後の国制史上の断絶の意義を無視することによつてのみ主張できるという点である。啓蒙絶対主義からライン同盟改革国家への改革の連続性というテーゼは、ライン同盟改革が次のようにして成し遂げた断絶を過小評価している。即ち、バーデンの改革大臣ライツェンシュタインが一八〇九年に彼の大公に対して改革原則として定式化したように、「すべての構築物を全く新たな基礎の上で再構築する」⁽⁵⁷⁾ために、身分制的な権力や正統性の根拠を断念し、いわば自らその足場を奪い去る、という形で成し遂げた断絶を過小評価しているのである。ここで連続性を語りうるとすれば、それは弁証法的な意味において、即ち、統制された権力基盤の革命を通じた権力保持者の連続性である。とりわけバイエルンの改革大臣モンジュラの例に示すことができるように、フランス革命という変革の経験の処理が——⁽⁵⁸⁾「…」で処理 (Verarbeitung) とは、この経験が何らかの帰結をもたらすべき変革であるという認識を意味している——、「防衛的な近代化」(ヴェーラー) というこの構想が成功する上での前提条件をなしている。

変革の経験を処理するのに成功した結果得られる連続性とい

う弁証法的な関係は、国家的な改革政策のレベルにおけるのと同じく、ライン同盟公法学の国民政策的―憲法政策的な構想について指摘することができる。即ち、同時代の著作家のうち帝国国制の構想への直接的な連続性を求めた者は、たとえ自らを改革の敵対者ではなく、身分制的国制による立憲的拘束を免れた主権概念の批判者としてのみ理解していたとしても、将来性のある憲法構想を描くことはできなかった。こうした意味で、例えばベルク (Günther Heinrich von Berg) は、一八〇九年に、連続性を志向する身分制的立憲主義を前提とする主権批判を、次のような問いで表現した。即ち、「現実⁵⁹に新たにしなければならないことは、命令以外の手段によって実行できないのか。その際、従来の国制を尊重しつつ、欠陥がなく今後も存続可能なものを残しつつ行うことはできないのか」。この問いに対しては、否、改革は「従来の国制を尊重しつつ」では実現不可能であり、身分制的国制の廃棄を前提とする、と答えなければならぬ。身分制秩序及びそれに伴う帝国国制の伝統との断絶を立憲的秩序とは対立するのでなく、むしろ立憲的秩序の基礎をなすものとして理解する公法学者のみが、将来性のある憲法構想を描くことができた。啓蒙の立憲的思考から現代の立憲国家に至る発展の継続という意味における連続性は、ここでも、帝

国の滅亡とあらゆる帝国法上の伝統の破壊を意味する非連続性の経験の処理を前提とするのである。

ノルテのように、連続性の立場への研究上の傾向の転換を説明するに当たり、学問外的な根拠を持ち出すならば、この学問外的な根拠は学問的な問題設定にいかなる反作用を及ぼすのか、という問いが出てくる。既に述べたように、ノルテは、この反作用を、何よりも二〇世紀末に崩壊したとされる進歩のイデオロギーに対する批判的な変化だと考えた。最近の連続性の傾向が、この意味においてイデオロギー批判的变化として正当に理解できるかどうかは、疑わしく思われる。むしろそこには、おそらく一八〇六年以降の時代と同様、連続性に憧れる余り、断絶という現実を見過⁶⁰こしてしまふ連続性イデオロギーの危険が示されていると思われる。

これに対し私は、連続性と非連続性を弁証法的な関係において真剣に受け止めるよう提案したい。これまでの研究上の論争を特徴づける、「連続性か非連続性か」といった「あれかこれか」の問いの立て方は、「あれもこれも」という意味で連続性と非連続性の並存する要素を探索するのと同様に、こうした弁証法的関係にはふさわしくない。一方は、ほとんど不可避免的に

断絶イデオロギーと連続性イデオロギーの対立に行き着き、他方は、陳腐さの領域を超えることはないからである。これに対し私が提案したいのは、歴史上本来的に対立したものにより厳密な注意を払うことである。即ち、一八〇〇年前後のような一時期には、「連続性と変革の諸要素」⁽⁶⁾が対立していたのではなく、例えば、連続性の願望と非連続性の経験という大きな影響力をもつ二つの歴史的な力が、同時代人にとって相互に調和させるのが困難なほどに対立していたのである。一八〇六年以降の国制や国法をめぐる論争において、この二つの力は、一方では帝国の法体系及び国制体系との連続性を保持しようとする努力、他方ではこの伝統の滅亡の経験、という対立する関係にあった。同時代人がこの問題を扱った仕方、即ち、非連続性の経験を連続性の願望と関連づけ、処理した仕方は、必然的な第三の要素、即ち非連続性の経験の処理への問いをなしている。非連続性の経験を処理する仕方において、非連続性の経験を目の前にして連続性の願望がイデオロギーに転じるのか、それとも将来性のある政治的動向が生じるのか、が分かれる。「非連続性の経験の処理の中に連続性を見出す」⁽⁶²⁾こうした試みこそ、連続性の新たな理解を求める時折見られる要求を研究上実行に移すことができるのである。

(1) *Thomas Nipperdey, Deutsche Geschichte 1800-1866. Bürgerwelt und starker Staat*, München 1983, 31.
 (2) Vgl. *Nikolaus Thaddäus Gömer, Über den Umsturz der deutschen Staatsverfassung und seinen Einfluss auf die Quellen des Privatrechts in den neu souverainen Staaten der rheinischen Confederation*, o. O. 1807.

(3) ゲンナーは「一八〇八年の出版予告」自ら編集する雑誌「Archiv für die Gesetzgebung und Reforme des juristischen Studiums」, 3 Bde., Landshut 1808-1810. の創刊趣言をこのように説明した。

(4) ライン同盟改革とプロイセン改革の比較については「*Paul Nolte, Staatsbildung als Gesellschaftsreform. Politische Reformen in Preußen und den süddeutschen Staaten 1800-1820*, Frankfurt a. M./New York 1990.

(5) *Eberhard Weis, Absolute Monarchie und Reform im Deutschland des späten 18. und des frühen 19. Jahrhunderts*, in: *Franklin Kopisch (Hg.), Aufklärung, Absolutismus und Bürgertum in Deutschland. Zwölf Aufsätze*, München 1976, 192-219, hier 198.

(6) *Walter Demel, Vom aufgeklärten Reformstaat zum bürokratischen Staatsabsolutismus (Enzyklopädie Deutscher Geschichte, Bd. 23)*, München 1993, 41.

(7) *Franz-Ludwig Kneumeyer, Regierungs- und Verwaltungs-*

- reformen in Deutschland zu Beginn des 19. Jahrhunderts, Köln/Berlin 1970; Bernd Wunder, Privilegierung und Disziplinierung. Die Entstehung des Berufsbeamtentums in Bayern und Württemberg, 1780-1825, München 1978.
- (∞) Helmut Berding/Hans-Peter Ullmann, Veränderungen in Deutschland an der Wende vom 18. zum 19. Jahrhundert, in: Dies. (Hg.), Deutschland zwischen Revolution und Restauration, Königstein i. Ts. 1981, 11-40, hier 18.
- (㊟) Helmut Berding, Judenemanzipation im Rheinbund, in: Eberhard Weis (Hg.), Reformen im rheinbündischen Deutschland, Unter Mitarbeit von Elisabeth Müller-Luckner, (Schriften des Historischen Kollegs. Kolloquien, Bd.4), München 1984, 269-286.
- (10) Eberhard Schmitt, Zur Zäsurideologie der französischen Revolution von 1789, in: Karl Bosl (Hg.), Der moderne Parlamentarismus und seine Grundlagen in der ständischen Repräsentation, Berlin 1977, 195-240; Rudolf Vierhaus, Aufklärung und Reformzeit. Kontinuitäten und Neuansätze in der deutschen Politik des späten 18. und beginnenden 19. Jahrhunderts, in: Eberhard Weis (Hg.), Reformen im rheinbündischen Deutschland, Unter Mitarbeit von Elisabeth Müller-Luckner, (Schriften des Historischen Kollegs. Kolloquien, Bd. 4), München 1984, 287-301.
- (11) Vgl. Gerhard Schuck, Rheinbundpatriotismus und politische Öffentlichkeit zwischen Aufklärung und Frühliberalismus. Kontinuitätsdenken und Diskontinuitäts Erfahrung in den Staatsrechts- und Verfassungsdebatten der Rheinbundpublizistik, Frankfurter Historische Abhandlungen, Bd. 36, Stuttgart 1994.
- (12) Nolte, Staatsbildung (Anm. 4).
- (13) Paul Nolte, Gemeindebürgertum und Liberalismus in Baden 1800-1850. Tradition, Radikalismus, Republik (Kritische Studien zur Geschichtswissenschaft, Bd. 102), Göttingen 1994.
- (14) Paul Nolte, Der südwestdeutsche Frühliberalismus in der Kontinuität der Frühen Neuzeit, in: GWU 43 (1992), 743-756, hier 743.
- (15) Ebd., 743: 「一九世紀ドイツの政治的・社会的運動が、伝統の根本的破壊に依存する割合は、これまで想定されてきたよりもずっと少ない。むしろこれらの運動は、行動様式やメンタリティーの長きにわたる特徴と結びついており、この連続性は、多くの点において、「近代的」社会への途上における障害物ではないことが明らかとなった。それどころか、とりわけ一九世紀前半において社会運動が成功し、効果を及ぼす本質的な理由は、この連続性にあつたのである」。ライン同盟改革への評価に対しては、S. 749, Anm. 14 参照。そこでノルテは、大衆新聞が、身分制議会の連続性を過小評価し、ライン同盟改革を過

- 大評価していると非難し、ライン同盟の国家形成に対する以前の評価から距離を取っている。
- (16) *Paul Nolte*, Gibt es noch eine Einheit der neueren Geschichte? in: ZHF 24 (1997), 377-399.
- (17) Ebd., 377.
- (18) Ebd., 387.
- (19) Ebd., 378.
- (20) Ebd., 398.
- (21) Ebd., 395 u. 384.
- (22) ライン同盟研究史については、vgl. *Elisabeth Fehrenbach*, Vom Ancien Régime zum Wiener Kongreß, 2., überarbeitete Aufl., München 1986, 178-187 und *Demel* (Anm. 6), 93-128. ライン同盟史については、最近の私の要約的論文「ライン同盟規約と近代ドイツ立憲主義の端緒」(屋敷二郎訳)『一橋法学』第三巻第二号、二〇〇四年六月、一三九—一五四頁、参照。
- (23) Vgl. *Eduard Ziehen*, Winkopps „Rheinischer Bund“ (1806-13) und der Reichsgedanke. Ein Beitrag zur Überwindung der Mainlinie, in: Archiv für hessische Geschichte und Altertumskunde N. F. 18 (1934), 292-326.
- (24) Vgl. *Ludwig Doeberl*, Maximilian von Montgelas und das Prinzip der Staatssouveränität, München 1925; *Erwin Hölzle*, Das napoleonische Staatssystem in Deutschland, in: Historische Zeitschrift 148 (1933), 277-293.
- (25) Dazu *Ulrich Herbert/Lutz Raphael* (Hg.), Wandlungsprozesse in Westdeutschland. Belastung, Integration, Liberalisierung 1945-1980 (Moderne Zeit. Neue Forschungen zur Gesellschafts- und Kulturgeschichte des 19. und 20. Jahrhunderts, 1), Göttingen 2002.
- (26) ここでは、とりわけフエーン・ハック (Elisabeth Fehrenbach) やベルディング (Helmut Berding)、ヴァイス (Eberhard Weis) を挙げる、ことが出来る。
- (27) プロイセン改革とライン同盟改革の比較については、vgl. *Nolte*, Staatsbildung (Anm. 4).
- (28) *Helmut Berding*, Zur historischen Einordnung der Reformen im frühen 19. Jahrhundert, in: *Hans-Peter Ullmann/Clemens Zimmermann* (Hg.), Restaurationssystem und Reformpolitik. Süddeutschland und Preußen im Vergleich, München 1996, 17-24, hier 18.
- (29) *Demel* (Anm. 6), 57-59 も同様。同様にベアホルムの適用については、*Ferdinand Kramer*, Bayern, in: *Werner Buchholz* (Hg.), Das Ende der Frühen Neuzeit im „Dritten Deutschland“. Bayern, Hannover, Mecklenburg, Pommern, das Rheinland und Sachsen im Vergleich, (Historische Zeitschrift, Beihefte (N.F.) 37), München 2003, 5-24, hier 8.
- (30) *Arthur Schlegelmilch*, Anfänge und Perspektiven des Ver-

fassungsstaats in Deutschland und im Habsburgerreich zwischen 1780 und 1820, in: *Peter Brandt* (Hg.), *An der Schwelle zur Moderne. Deutschland um 1800*, Bonn 1999, 43-81, hier 68.

- (31) このような政治の古典的な例は、バイエルンの指導的大臣モンシエウ Montgelas に見られる。「国家主権原理」に集約される改革構想である。Vgl. *Doeberl* (Anm. 24).
- (32) *Fehrenbach*, *Traditionale Gesellschaft* 1974, 108.
- (33) 「絶対主義的」主権の限界と一九世紀の主権との差異については、vgl. *Reinhard Blankner*, „Absolutismus“ und „frühmoderner Staat“. Probleme und Perspektiven der Forschung, in: *Rudolf Vierhaus* (Hg.), *Frühe Neuzeit – Frühe Moderne. Forschungen zur Vielschichtigkeit von Übergangsprozessen*, Göttingen 1992, 48-74, hier 63-65. | 近代的身分制国家と主権との対立については、vgl. *Panayotis Kondylis*, *Konservatismus. Geschichtlicher Gehalt und Untergang*, Stuttgart 1986, v. a. 80-123.
- (34) バイエルンの改革大臣モンシエウによるフランス革命の経験との取り組みについては、vgl. *Eberhard Weis*, *Montgelas 1759-1799*. Bd. 1: *Zwischen Revolution und Reform*, 2. Aufl., München 1988.
- (35) この点に関しては、私の博士論文 *Schuck*, *Rheinbund-patriotismus* (Anm. 11), v. a. 11-19 u. 215 ff. 参照。更に、ヘルンシェ (Winfried Schulze) の『フランス研究』(フロンティア)

「Die Wahrnehmung und Bewältigung der historischen Brüche um 1800 durch die Funktionselite des Alten Reiches. Eine prosopographisch angelegte Wahrnehmungsgeschichte」を参照。

- (36) *Werner Buchholz* (Hg.), *Das Ende der Frühen Neuzeit im „Dritten Deutschland“*. Bayern, Hannover, Mecklenburg, Pommern, das Rheinland und Sachsen im Vergleich (*Historische Zeitschrift, Beihefte* (N.F.) 37), München 2003, 174.
- (37) *Berding*, *Einordnung* (Anm. 28), 19.
- (38) *Heinz Angermeier*, *Deutschland zwischen Reichstradition und Nationalstaat. Verfassungspolitische Konzeptionen und nationales Denken zwischen 1801 und 1815*, in: *ZRG GA* 107 (1990), 19-101.
- (39) *Georg Schmidt*, *Der Rheinbund und die deutsche Nationalbewegung*, in: *Heiner Timmermann* (Hg.), *Die Entstehung der Nationalbewegung in Europa 1750-1849*, Berlin 1993, 29-44; *Georg Schmidt*, *Der napoleonische Rheinbund – ein erneuertes Altes Reich?*, in: *Volker Press* (Hg.), *Alternativen zur Reichsverfassung in der Frühen Neuzeit. Nach dem Tod des Herausgebers bearb. v. Dieter Stievermann*, (*Schriften des Historischen Kollegs. Kolloquien*, Bd. 23), München 1995, 227-246.
- (40) *Wolfgang Burgdorf*, *Reichskonstitution und Nation. Ver-*

- (51) *Schmidt*, Rheinbund (Anm. 39), 33.
 (52) Ebd., 38-40.
 (53) *Schuck*, Rheinbundpatriotismus (Anm. 11), 258-363.
 (54) 帝国内制との断絶を前提とする主権の立場を、国家連合的なライン同盟憲法構想に基づき、国民国家的な目標と結びつけようとし、まさにそれゆえに初期自由主義を予め指示するバースペクティブを発展させることができたベアの特殊な立場に関しては、vgl. ebd., 85-89, 290-304. シュニットが、帝国の伝統と結びついた未来志向の国家連合的なライン同盟構想という自らのテーゼを証明するため、繰り返しベアを参照するよう指示するとき、彼は、帝国との連続性は不可能だと考えるベアの立場の決定的な要点を無視している。Vgl. v. a.: *Wilhelm Josef Behr*, Systematische Darstellung des Rheinischen Bundes aus dem Standpunkte des öffentlichen Rechts, Frankfurt a. M. 1808 und *Wilhelm Josef Behr*, Das teutsche Reich, und der rheinische Bund. Eine publizistisch-politische Parallele, zur Ausmittlung der Vorzüge, welche der rheinische Bund, vor dem teutschen Reiche der teutschen Nation darbiethen wird, in: Der Rheinische Bund 6 (1808), 418-448, 7 (1808), 99-138, 361-408, 8 (1808), 3-62.
 (55) *Dieter Langewiesche/Georg Schmidt* (Hg.), Förderative Nation. Deutschlandkonzepte von der Reformation bis zum Ersten

Weltkrieg, München 2000.

- (56) *Dieter Langewiesche*, ‚Nation‘, ‚Nationalismus‘, ‚Nationalstaat‘ in der europäischen Geschichte seit dem Mittelalter – Versuch einer Bilanz, in: *Ders./Georg Schmidt* (Hg.), Förderative Nation. Deutschlandkonzepte von der Reformation bis zum Ersten Weltkrieg, München 2000, 9-30, hier Zitat 28. Vgl. auch *Dieter Langewiesche*, Förderativer Nationalismus als Erbe der deutschen Reichsnation. Über Föderalismus und Zentralismus in der deutschen Nationalgeschichte, in: *Ders./Georg Schmidt* (Hg.), Förderative Nation. Deutschlandkonzepte von der Reformation bis zum Ersten Weltkrieg, München 2000, 215-242, 及び *Maiken Umbach*, Reich, Region und Föderalismus als Denkfiguren in politischen Diskursen der Frühen und der Späten Neuzeit, in: *Dieter Langewiesche/Georg Schmidt* (Hg.), Förderative Nation. Deutschlandkonzepte von der Reformation bis zum Ersten Weltkrieg, München 2000, 191-214. ウムバッハは、「連邦主義的な発展ライン」(191)の証明を、「異なる時代の連邦主義構想の間の因果関係の証明」と同一視できないと強調する。「ドイツの政治的發展は、ナポレオンを通じた初期近代と後期近代の間の断絶によってだけでなく、より徹底的な断絶や非連続性の連鎖全体によって特徴づけられている」。従って、「ドイツの連邦主義の連続的な発展史を描こうとする」いかな

る試みも不可能である。そして彼女は、「連続性概念は別様に理解すべきである」(214) という注目すべき命題を続けている。

- (57) Zit. nach *Hans-Ulrich Wehler*, *Deutsche Gesellschaftsgeschichte*, Bd. 1: Vom Feudalismus des Alten Reiches bis zur Defensiven Modernisierung der Reformära 1700-1815, München 1987, 373.
- (58) Vgl. v. a. *Weis*, *Montgelas* (Anm. 34), *Michael Henker /Margot Hamm/Evamaría Brockhoff* (Hg.), *Bayern entsteht. Montgelas und sein Ansbacher Memoire von 1796*, (Veröffentlichungen zur Bayerischen Geschichte und Kultur 32), Regensburg 1996.
- (59) Zit. nach *Gerhard Schuck*, *Staatssouveränität und Verfassungsdiskussion*, in: *Georg Kassimatis/Michael Stolleis* (Hg.), *Verfassungsgeschichte und Staatsrechtslehre. Griechisch-deutsche Wechselbeziehungen*, (Ius Commune Sonderhefte, 140), Frankfurt a. M. 2001, 19-26, hier 24, Anm. 14.
- (60) Z.B. *Rolf Reichardt/Eberhard Schmitt*, *Die Französische Revolution — Umbruch oder Kontinuität?* in: ZHF, 7 (1980), 257-320 oder *Anja Victorine Hartmann*, *Kontinuitäten oder revolutionärer Bruch? Eliten im Übergang vom Ancien Régime zur Moderne*, in: ZHF, 25 (1998), 389-420.
- (61) Ebd., 417.

(62) 例えば注 (56) のウムバッハによる定式化を参照。

付記：本稿は、二〇〇四年三月一三日に北大ドイツ史研究会で、ライン同盟研究の第一人者ゲルハルト・シュック博士を招いて行われた講演を訳出したものであり、日本学術振興会より科学研究費基盤研究 (C) の助成を得た研究成果の一部をなす。